

(2025年6月1日現在)

第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- | | |
|--------|-----------------|
| 拠点名称 | 滋賀営業所 |
| 拠点の所在地 | 滋賀県草津市野路5丁目9番3号 |

※「マージン率」とは、派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

別途、「キャリア形成支援についてのショウヨウ株式会社の取組」で掲示

締結しております

2025年4月1日～2026年3月31日